

上原記念生命科学財団

2026年度 海外留学助成金Ⅰ（留学期間：1年以上）募集要項

<p>1. 助成対象課題</p>	<p>健康の増進、疾病の予防および治療に関連する以下の諸領域の研究</p> <p>【生命科学部門】</p> <p>(A) 領域 東洋医学、体力医学、社会医学、栄養学、薬学一般</p> <p>(B) 領域 基礎医学（上記以外）</p> <p>(C) 領域 臨床医学（ 〃 ）</p> <p>【生命科学と異分野との融合部門】</p> <p>(D) 領域 健康と医療を支える新たな技術の創出を目指す、情報学、機械学、材料学をはじめとするあらゆる異分野と生命科学との融合領域。これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究が対象</p>									
<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者</p> <p>(1) 1989年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は1987年4月1日以降出生の者 ※出産等ライフイベントにおける年齢上限の緩和あり（詳細は別紙参照）</p> <p>(2) 博士号を有するか、またはそれと同等以上の研究業績を有する者</p> <p>(3) 当財団の助成期間中の年収*が1,000万円以下の者 ※給与に奨学金や助成金が補填されている場合はそれらを含まない。</p> <p>(4) 2027年1月1日から12月31日の間に立出し、1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者</p> <p>または、2026年内に立出する者および既に留学中の者で2027年1月以降、1年以上留学が決定している者（既に留学中の者については、募集開始時点で海外留学が2年未満であることおよび応募事由書を提出することを条件とする）。</p> <p>なお、以下の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に当財団の海外留学助成に採択され、助成金を受領した者 ・学生として海外の大学又は大学院へ留学する者 ・通算2年以上研究留学の経験がある者 ・民間企業に所属する研究者 <p>また、日本学術振興会や国内外を問わず、他機関・他財団の大型助成（400万円超）との重複受領は認めない。</p>									
<p>3. 助成金額 および件数</p>	<p>支度金および滞在費1年分として、1件1,000万円以内とする。※下記表を参照</p> <p>総助成件数は海外留学助成金Ⅱと合わせて約35件の予定。</p> <p>【1件あたりの助成金額の上限】</p> <table border="1" data-bbox="392 1630 1310 1783"> <tr> <td></td> <td>家族同伴者</td> <td>単身赴任者</td> </tr> <tr> <td>助成決定後に立出する者</td> <td>1,000万円</td> <td>940万円</td> </tr> <tr> <td>既に留学中・年内立出の者</td> <td>960万円</td> <td>900万円</td> </tr> </table> <p>注) 年収が400万円超の場合は基礎控除400万円とし、これを超える額については助成金額が減額となる。</p>		家族同伴者	単身赴任者	助成決定後に立出する者	1,000万円	940万円	既に留学中・年内立出の者	960万円	900万円
	家族同伴者	単身赴任者								
助成決定後に立出する者	1,000万円	940万円								
既に留学中・年内立出の者	960万円	900万円								
<p>4. 助成期間</p>	<p>留学開始日より1年間。但し、既に留学中の者および年内立出の者は2027年1月～12月の希望日から1年間とする。</p>									
<p>5. 助成金の使途</p>	<p>支度金および渡航先で使用する滞在費とする。（年内立出および既に留学中の者は滞在費のみとする。）</p> <p>※研究費や学会参加費あるいは学会参加に伴う交通費には使用できない。</p>									

<p>6. 推薦者</p>	<p>原則として申請者の在籍している機関からの推薦とし、「1. 助成対象課題」における</p> <p>【生命科学部門】において、1 推薦者につき 1 件</p> <p>【生命科学と異分野との融合部門】において、1 推薦者につき 1 件^(注)とする。</p> <p>(注) 【生命科学と異分野との融合部門】については、海外留学助成金Ⅱと合わせて 1 推薦者につき 1 件とする。(Ⅰ、Ⅱそれぞれ 1 件ずつは認めない。)</p> <p>(1) 大学関係</p> <p>①総合および複合大学：大学院研究科長（または学部長） (注 1) 同一の研究科、学部の場合はいずれか 1 件の推薦とする。 (注 2) 大学附属病院に所属の場合、原則医学研究科長（医学部長）の推薦とする。</p> <p>②単科大学：学長</p> <p>③財団が承認した大学附置研究所等：代表責任者</p> <p>④大学共通組織（研究センター、研究施設等）：学長</p> <p>ただし、医学研究科および薬学研究科の【生命科学部門】においては次の通りとする。</p> <p>●医学研究科（医学部）に在籍している場合</p> <p>【生命科学部門】において、1 推薦者につき、基礎医学部門所属の研究者 1 件、臨床医学部門所属の研究者（大学・学部附属病院を含む）1 件の計 2 件とする。 (注) 基礎部門のみ又は臨床部門のみ 2 件となる申請は認めない。</p> <p>●薬学研究科（薬学部）に在籍している場合</p> <p>【生命科学部門】において、1 推薦者につき、研究テーマが健康科学系・生物系^{※1}の研究者 1 件、化学系^{※2} の研究者 1 件の計 2 件とする。 (注) 健康科学系・生物系のみ又は化学系のみ 2 件となる申請は認めない。 ※1 健康科学系・生物系：「専門分野一覧表」の A101～A199、B101～B999、C101～C299 ※2 化学系：「専門分野一覧表」の A201～A299</p> <p>(2) 大学以外の研究機関：当財団が承認した研究機関の代表責任者</p> <p>(3) 申請時すでに留学中の者：留学先研究室の長（PI 相当）注) 1 研究室につき 1 件とする</p>
<p>7. 応募方法</p>	<p>当財団ホームページ (https://www.ueharazaidan.or.jp) の助成金 Web 申請のページより応募する。 ※応募時には留学先からの受入承諾書が必要（詳細はホームページ記載の「受入承諾書について」参照）</p>
<p>8. 応募締切日</p>	<p>2026年9月3日（木）</p>
<p>9. 選考方法</p>	<p>当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。なお、採否の理由については一切開示しない。</p>
<p>10. 採否の通知</p>	<p>2026年12月11日（予定）に採択者をホームページに掲載の上、結果を申請者に通知する。 (内定者には11月に収入状況の確認を行う。)</p>
<p>11. 留学助成金の交付</p>	<p>2027年1月以降、1年分を一括振込みする。但し、その贈呈式は2027年3月11日に行う。</p>
<p>12. 報告の義務</p>	<p>助成期間終了時に収支決算報告書および研修経過報告書を当財団に提出する。</p>
<p>13. その他</p>	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、選考手続・選考委員への提供、選考結果の連絡および公表、当財団事業等の案内に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>(2) 当財団は助成金受領者の研修経過報告書を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。 また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。</p> <p>(3) 応募書類の作成過程において、生成 AI 等の支援ツールを補助的に使用することを妨げるものではない。ただし、申請内容の独創性、事実の正確性ならびに研究倫理に関する最終的な責任は、応募者本人に帰属する。</p> <p>(4) 虚偽または不適切な申請や報告、実施された研究に関して不正行為があった場合には、採択の取り消しや助成金の返金を求めることがある。</p>

出産、育児などの理由で研究活動を中断した場合の年齢上限考慮について

以下の理由で研究活動を中断した場合は、中断した期間分の年齢超過を認めます。

- ・本人又は配偶者の出産・育児
- ・家族の看護・介護
- ・本人の疾病
- ・結婚に伴う転居による辞職（辞職時の職が常勤職に限る）

研究活動中断期間及び理由を証明する書類の提出（申請フォーム内アップロード）が必要となりますので、下表の該当する提出書類をご用意ください。

注）複数該当する場合は、該当する書類を全て提出してください。

研究活動中断の理由		提出書類
出産・育児	産前産後休暇／ 育児休暇の場合	・母子手帳の出産届出済証明書のページのコピー ・休暇期間が明記された書類（所属機関発行のもの）
	辞職又は離職の 場合	・母子手帳の出産届出済証明書のページのコピー ・辞職日又は離職期間が記載された書類
	通常勤務ができな かった場合	・母子手帳の出産届出済証明書のページのコピー ・通常勤務ができなかった期間の勤務状況（時間短縮勤務など） が明記された書類（所属機関発行のもの）
家族の看護 又は 本人の疾病	特別休暇など取得 の場合	・医師による診断書など病名、症状が確認できる書類 ・休暇期間が明記された書類（所属機関発行のもの）
	辞職又は離職の 場合	・医師による診断書など病名、症状が確認できる書類 ・辞職日又は離職期間が記載された書類
	通常勤務ができな かった場合	・医師による診断書など病名、症状が確認できる書類 ・通常勤務ができなかった期間の勤務状況（時間短縮勤務など） が明記された書類（所属機関発行のもの）
家族の介護	特別休暇など取得 の場合	・要介護認定通知書 ・休暇期間が明記された書類（所属機関発行のもの）
	辞職又は離職の 場合	・要介護認定通知書 ・辞職日又は離職期間が記載された書類
	通常勤務ができな かった場合	・要介護認定通知書 ・通常勤務ができなかった期間の勤務状況（時間短縮勤務など） が明記された書類（所属機関発行のもの）
結婚に伴う転居による辞職／離職		・転居が確認できる書類（住民票など） ・辞職日又は離職期間が記載された書類